

八王子市防犯設備維持管理経費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域団体が設置・管理する防犯設備の電気料金、使用料、保守点検費及び修繕費に対して、市が毎年度の予算の範囲内において交付する補助金について、補助金等の交付の手続等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域団体が行う防犯設備の整備及び活用を促進し、地域における安全で安心なまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「地域団体」とは、市内の町会、自治会、商店街等をいう。
- (2) 「防犯設備」とは、犯罪の抑止又は犯罪被害の防止を目的とした以下の防犯カメラ(モニター、録画装置等を含む。)をいう。
 - ア 「八王子市地域における見守り活動事業補助金交付要綱」の規定により設置されたもの
(以下、「地域見守り設置カメラ」という。)
 - イ 地域団体が独自に設置・管理し、不特定多数の者が往来する道路を撮影するために設置されたもの
(以下、「地域団体独自設置カメラ」という。)
- (3) 「電気料金」とは、防犯設備を運用するための電力の供給に要する経費をいう。
- (4) 「使用料」とは、地域団体が防犯設備の設置に必要な場所を使用、賃借する際に生じる、その所有者や権利者に対して支払う経費をいう。
- (5) 「保守点検費」とは、防犯設備の正常な作動の維持を目的に実施される点検作業等に係る経費をいう。
- (6) 「修繕費」とは、機能の一部又は全部に異常が発生している防犯設備を正常な状態に戻す復旧作業等に係る経費及び防犯設備の部材等の交換に係る経費をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、地域団体が防犯設備を運用して防犯活動に取り組む事業のうち、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 防犯設備に関する別表に掲げる事業であること。
- (2) 地域見守り設置カメラについては、当該地域団体において、設置の際に受けた補助金の条件である防犯に関する活動に引き続き取り組んでいること。
- (3) 地域団体独自設置カメラについては、防犯に関する活動を月1回以上実施していること。
- (4) 当該補助金を申込みする年度内に完了できる事業であること。
- (5) 別表 1(1)(2)及び別表 2(1)(2)の区分に掲げる補助対象事業については、補助対象となる年の1月1日から12月31日までの間に、電気料金又は使用料の支払期限又は振替予定日が到来するものであること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費、補助率及び補助金に係る限度額は以下のとおりとする。

- (1) 地域見守り設置カメラ 別表 1
- (2) 地域団体独自設置カメラ 別表 2

2 補助対象経費は、事業実施において地域団体が支出する経費のうち、市長が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものとし、次に掲げる経費については、交付対象としない。

- (1) 領収書等の発行に係る経費
- (2) この補助金以外の補助金の交付を受けるための算定対象となる経費
- (3) 設置時になかった新たな機能を追加導入するための経費
- (4) この補助金が公正かつ有効に使用されないことが明らかなもの

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする地域団体は、「補助金交付申請書」(別表 1(1)(2)及び別表 2(1)(2)の区分申請は別記第1号様式の1、別表 1(3)(4)及び別表 2(3)の区分申請は別記第1号様式の2)に次の書類を添付して、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等支払を証明する書類
ただし、別表 1(1)(2)及び別表 2(1)(2)の区分に掲げる補助対象経費については、支払期限又は振替予定日が記載されているもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 別表 1(3)(4)及び別表 2(3)の区分に掲げる補助対象経費については、前項各号の書類に加え、それぞれ実施前及び実施後の写真又は作業を完了したことを証明する書類を提出しなければならない。

3 地域団体独自設置カメラの申請については、前項各号の書類に加え、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 申請カメラの設置案内図
- (2) 申請カメラの機種または型番等、仕様がわかる書類

4 補助金の交付を受けようとする地域団体は、補助金の交付を申請するに当たり、次の要件を満たすものとする。

- (1) 事業の執行に当たっては、公正かつ透明に行うこと。
- (2) 保守点検及び修繕の回数や内容は、この補助金の目的に照らして必要最小限度とすること。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定した場合は、「補助金交付決定通知書」(別記第2号様式の1(別表 1(1)(2)及び別表 2(1)(2))、別記第2号様式の2(別表 1(3)(4)及び別表 2(3)))により、補助金の不交付を決定した場合は、「補助金不交付決定通知書」(別記第2号様式の3)により、当該補助対象団体に通知するものとする。

(事業の内容変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた地域団体(以下「補助対象団体」という。)は、事業の内容を著しく変更又は中止しようとする場合は、あらかじめ「補助金に係る事業内容の変更等承認申請書」(別記第3号様式の1(別表 1(1)(2)及び別表 2(1)(2))、別記第3号様式の2(別表 1(3)(4)及び別表 2(3)))を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、当該申請を承認するときは、「補助金に係る事業内容の変更(中止)承認書」(別記第3号様式の3)により、当該申請を承認しないときは「補助金に係る事業内容の変更(中止)不承認書」(別記第3号様式の4(別表 1(1)(2)及び別表 2(1)(2))、別記第3号様式の5(別表 1(3)(4)及び別表 2(3)))により、申請した者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象団体は、第7条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、速やかにその旨を記載した書面を市長に提出することにより、申請の取り下げをすることができる。

(補助金の請求及び交付等)

第10条 補助対象団体は、「補助金交付決定通知書」の受領後、速やかに「補助金請求書」(別記第4号様式の1(別表 1(1)(2)及び別表 2(1)(2))、別記第4号様式の2(別表 1(3)(4)及び別表 2(3)))を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求を受けたときは、当該請求をした補助対象団体に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助対象団体が次のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、市長は「補助金交付決定取消通知書」(別記第5号様式)により、当該補助対象団体に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助対象団体に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第13条 補助対象団体は、事業に係る経理について、帳簿その他の資料を常備し、市長が必要であると認めるときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。

2 補助対象団体は、前項に規定する資料を、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

3 補助対象団体は、市長もしくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

(調査等)

第14条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた補助対象団体に対し、報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(補助金制度の見直し)

第15条 本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

別表1 地域見守り設置カメラ関連(第4～8条、第10条関係)

補助事業の区分	補助率	補助対象経費限度額
(1)電気料金	6分の5 ※ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	1台あたり4,000円
(2)使用料		1台あたり3,000円
(3)保守点検		1台あたり10,000円
(4)修繕		1台あたり200,000円

※①「八王子市地域における見守り活動事業補助金交付要綱」の規定により設置した防犯設備の台数までとし、1台につき年1回までとする。

※② 特段の事情がある場合は、市長が別に額を定めることができるものとする。

別表2 地域団体独自設置カメラ関連(第4～8条、第10条関係)

補助事業の区分	補助率	補助対象経費限度額
(1)電気料金	6分の5 ※ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	1台あたり4,000円
(2)使用料		1台あたり3,000円
(3)保守点検		1台あたり10,000円

※① 1台につき年1回までとする。

※② 特段の事情がある場合は、市長が別に額を定めることができるものとする。

附則

この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年(2022年)1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。